

開發行為等下水道施設指導基準

平成28年5月

小金井市環境部下水道課

目次

第1章 管布設工

1 管きよの配置、構造及び材質

第2章 マンホール設置工

1 配置

2 種類及び構造

第3章 副管設置工

1 副管設置基準

第4章 汚水柵（合流、汚水）及び雨水公柵設置工

1 設置位置

2 形状及び用途

3 取付管の設置

4 既設公柵（汚水、合流、雨水柵）の措置

第1章 管布設工

1 管きよの配置、構造及び材質

(1) 管きよの土被りは、1.2m以上を原則とする。(宅地内の排水が可能となる汚水柵の深さが確保できることが、前提)

また、占用位置については、合流区域においては道路中心、分流区域においては、雨水管・汚水管は道路中心付近とする。

(2) 管きよの種類は、原則として塩ビ管とし、マンホール継手(人孔取付部の可とう化)を設置する。

なお、管径については、最低 $\phi 250\text{ mm}$ 。(合流管または雨水管)を使用し、汚水管(分流区域)の最低管径は $\phi 200\text{ mm}$ とする。

また、管布設勾配については、流速が $1.2\sim 1.6\text{ m/sec}$ 確保できるような勾配にする。

(例： $\phi 250\text{ mm}$ だと、 $i = 5.0\sim 10.0\%$)

(3) 既設マンホールへ接続する場合は、斜壁や直壁などの2次製品部分への接続は不可、現場打ち躯体部分と接続すること。

ただし躯体部分の接続下水道管の被りは原則 30 cm 以上をとる。また、既設マンホールが組立式マンホールの場合は、斜壁・直壁部分の接続は不可、躯体部分と接続すること。(継ぎ目から原則 30 cm 以上離す)

第2章 マンホール設置工

1 配置

(1) 下水道管きよの起点及び方向、勾配、管きよ径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管きよの会合箇所並びに維持管理上

必要な箇所に設ける。

(2) マンホールは管きよの直線部において、 $\phi 300\text{mm}$.以下の
場合、最大設置間隔は50m（ただし、清掃車が進入できない
場所については、30m）とする。

(3) マンホール内における上流管底と下流管底との最小段差は、
2cm確保する。

(4) 下水道管きよを段差接合する場合、最大落差は、原則として
1.5mとする。それを超える場合には中間人孔を設ける。

なお、汚水管及び合流管に設けるマンホールについては、落
差が60cm以上の場合は副管を設けるものとする。雨水管に
設けるマンホールについては原則として副管を設けないが、
1.5m以上の落差の場合は洗掘防止対策として副管を設置する
こと。

(5) 既設下水道管（内径600mm以下）との会合点には、原則
として割り込み人孔を設置すること。（人孔の形状・規格につ
いては後述）

(6) 既設下水道管との会合点で、既設下水道管が内径600mm.
超であり、かつ割り込み人孔深が4.0m以上、接続予定管
内径250mm.の場合は割り込み人孔を省略できる。

ただし、既設下水道管との接続支管は、可とう仕様とする。

2 種類及び構造

(1) マンホールの種類、形状及び使用区分は、下記による。

名称	形状寸法	用途
組立1号	内径90cm	管径500mm.以下の直線部中間並びに 管径400mm.以下の合流点、屈曲点

組立 2 号	内径 120 c m	管径 8 0 0 mm.以下の直線部中間並びに 管径 5 0 0 mm.以下の合流点、屈曲点
--------	------------	---

なお、下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール（内径 3 0 c m）の設置条件は下記のとおり。

- ア 内径 2 5 0 mm.以下の硬質塩化ビニル管の起点や中間（起点や中間に設置する場合など連続設置は不可）
- イ 埋設物が輻輳している場合で、内径 2 0 0 mm.以下の会合点。ただし、曲がり角度や流入角度については、維持管理に支障が出ない範囲とすること。

（2） 鋳鉄製マンホール蓋

原則として、 $\phi 600$ mm.（T—14）を使用。

第 3 章 副管設置工

1 副管設置基準

- （1） 副管は、上・下流管の落差が 6 0 c m 以上となる場合設置する。
- （2） 雨水管は、原則として副管は設置しないが、落差 1 . 5 m 以上は洗掘防止対策として設置する。
- （3） 副管構造は外副管・内副管の 2 種類とし、塩ビ管の場合は原則として内副管とする。内副管を設置する場合は、維持管理上原則として組立 2 号マンホール以上を採用する。

第 4 章 汚水柵（合流、汚水）及び雨水公柵設置工

1 設置位置

- （1） 汚水柵（合流、汚水）及び雨水公柵は、原則として 1 宅地あ

たり1個とし、設置場所は官民境界の民地側（境界より柵縁まで30cm程度）に設置する。また、宅地内からの流入については、インバート接合とし、通常の維持管理ができるようにすること。

また、化粧蓋については、維持管理に支障が出るため認められない。

2 形状及び用途

(1) 汚水柵（合流、汚水）は硬質塩化ビニル製小型柵とし、柵の深さ1.5mまでは内径20cm（円形）、取付管径150mmとする。また1.5mを超える場合は内径30cm（円形）、取付管径150mmを使用する。

(2) 雨水公柵については、汚水柵に準ずる構造とし、硬質塩化ビニル製小型柵、深さ1.0m以下、内径20cm（円形）、取付管径150mmとする。なお、蓋については「うすい」表記とする。また、上流宅地内雨水柵に15cm以上の泥ダメをつけて土砂を除去した上で流下させる。

(3) 駐車場等車両の出入りがある場合は、堅固で耐久性のある蓋を使用する。

3 取付管の設置

(1) 取付管の口径は150mmとし、塩ビ管を標準とする。

ただし、排水面積が広く排水流量がφ150mmを超える場合は口径200mmとする。

(2) 取付管をφ600mm以上の下水道本管に取り付ける場合は原則として、支管を接合剤で接着するとともにアンカーボルトにて4隅を固定する。（その外の場合は番線にて補助する。）

- (3) 取付管の本管への取り付けは、標準構造図（別紙参照）によるものとする。なお、ヒューム管1本に対して2箇所までとし、削孔間隔を500mm以上離すこと。また、塩ビ管の削孔間隔は取付管150mmでは、700mm以上離すこと。
- (4) 起点マンホールへの取り付けは、最大3箇所までを原則とする。（インバート接合が前提）
小型マンホールの場合は最大2箇所とする。（インバート接合）
- (5) 取付管の勾配は原則として10%以上とする。

4 既設公柵（汚水、合流、雨水柵）の措置

- (1) 開発区域内等の関係する部分にある既設公柵については、再使用するもの以外は撤去すること。
- (2) 既設雨水柵（L形溝用集水柵）については、官民等境界に沿って再設置するものとする。
この際、移設距離が5cmを超える場合は底版塊からの再設置が必要となる。

**この基準に、より難しい場合は別途協議するものとする。

別紙

